

鳥取県告示第609号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を定めたので、同項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課及び境港市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定区域

名称	所在
境港地区	境港市外江町、芝町、渡町、森岡町、中野町、福定町、竹内町、誠道町、高松町、三軒屋町、幸神町、新屋町、麦垣町、小篠津町及び財ノ木町の各一部

2 指定年月日

平成21年9月29日